

改正

平成16年7月30日条例第30号
平成17年3月31日条例第10号
平成18年7月24日条例第46号
平成26年3月31日条例第11号
平成29年3月31日条例第10号
平成31年3月29日条例第5号
令和5年3月31日条例第2号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 バイオテクノロジー等を活用した健康に関する食品等の研究開発を促進し、県内産業の振興に資するため、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、うるま市字州崎12番75とする。

(センターの管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第11条の規定による利用の許可に関する業務、第15条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第21条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第16条の規定による利用料金の収受に関する業務、第17条の規定による利用料金の減免に関する業務、第18条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備及び機械器具の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にセンターの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。
- 2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合

に準用する。

(運用委員会)

第7条 この条例及び沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）（以下「関係条例」という。）の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、関係条例に定めるもののほか、関係条例の規定に基づき指定管理者の選定について知事から諮問のあった施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う当該施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(指定管理者の指定等の告示)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日等)

第9条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、研究室及び実証室については、第1項に規定する休館日及び前項の規定により休館することとされた日においても利用することができる。

(利用時間等)

第10条 センターの利用できる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、同項の規定する利用時間を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、研究室及び実証室については、第1項に規定する利用時間及び前項の規定により変更された後の利用時間以外の時間においても利用することができる。

(利用の許可)

第11条 センターの施設、附属設備又は機械器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の申請が研究室及び実証室の利用に係るものである場合にあっては、規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(研究室及び実証室の利用期間)

第12条 研究室及び実証室の利用の許可の期間は、1年を超えないものとする。ただし、1年を超

えない範囲内において更新することができる。

(工作物等の設置等)

第13条 利用者は、その利用する施設等に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第11条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金等)

第16条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 利用者が施設等において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(放置物件の除去命令)

第19条 指定管理者は、センター内における放置物件が施設等の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第20条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第21条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第11条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等に設置した工作物等を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第22条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成15年6月規則第49号で、同15年6月13日から施行)

附 則 (平成16年7月30日条例第30号)

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年7月24日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)中相当する規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前に改正前の条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定及び改正後の第15条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条まで及び第15条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成26年3月31日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第10号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第16条関係)

1 施設利用料金

種別	単位	基準額
第1会議室	1室1時間につき	610円
第2会議室	1室1時間につき	450円
第3会議室	1室1時間につき	680円

小会議室	1 室 1 時間につき	110円
研修室	1 室 1 時間につき	1,060円
研究室	1 平方メートル 1 月につき	2,200円
実証室	1 平方メートル 1 月につき	830円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
附属設備	1 式 1 時間につき	1,280円以内で知事が定める額

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額
機械器具	1 式 1 時間につき	7,340円以内で知事が定める額

備考

- 1 利用料金の基準額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金の基準額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の基準額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金の基準額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。